消防危第238号
令和８年11月６日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長
非常備町村消防防災主管部局長
殿

消防庁危険物保安室長
（公印省略）

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別添のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

（問い合わせ先）
総務省消防庁危険物保安室
担当：齋藤、滝澤、富永
TEL ：03-5253-7524
mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

別添

問　海上に設置する移送取扱所の配管の最小厚さについて、次に掲げる条件を満たす場合には、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 23 条を適用し、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 28 条の 5 第 2 項第 5 号ロと同様に取り扱うこととして差し支えないか。

（1）当該移送取扱所から危険物が流出した場合において、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去のため、オイルフェンス等及び油回収船又は油回収装置が備え付けられていること。

（2）当該配管を監視するための装置の設置等により、当該配管に係る監視体制及び安全管理体制が確保されていること。

答　差し支えない。